



派遣契約の解除を理由に解雇できますか

労働者派遣契約が解除された場合には、解雇することは、可能ですか。

派遣元と派遣先との労働者派遣契約と派遣元と派遣労働者との労働契約は別個の契約ですから、労働者派遣契約の解除がただちに労働契約の解約につながるものではありません。派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由による労働者派遣契約の中途解除の場合には、派遣元は新



たな就業機会の確保をしなければなりません。これができない場合であっても、まず、休業等を行い、派遣労働者の雇用の維持を図るようしなければなりませんし、休業手当の支払い等の責任を果たす必要があります。仮に、労働者派遣契約の解除に伴い、労働契約を解約しようとする場合には、原則として、それは解雇となりますが、もとより、労働契約法においても、①期間の定めのない労働契約の場合は権利の濫用に当たる解雇は無効となること、②有期労働契約の場合は、やむを得ない事由がある場合でなければ契約期間中に解雇することはできないこと、が定められており、こうした規定を守っていただく必要があります。

